

公益財団法人植村記念財団補助金交付要綱

(平成20年3月31日 区長決定)

(平成24年3月13日 一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人植村記念財団（以下「財団」という。）の管理運営及び財団が行う事業の推進を支援するための補助金の交付に関し必要な事項を定め、財団の活動を通じて、板橋区民並びに都民の自然への関心を高め、自然尊重の精神を養い、もって人間性豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。

(補助金対象)

第2条 補助の対象は、この財団の目的を達成するために行う次の事業とする。

- (1) 植村直己の業績についての展示公開に関する事業
- (2) 自然への関心を高める実体験事業
- (3) その他、財団の目的を達成するために必要な事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める事業遂行に必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費の全部又は一部とし、毎年度予算の定める額を限度とする。

- (1) 公益目的事業に係る経費
- (2) 財団の管理運営に係る経費

(補助金の交付申請)

第4条 財団が、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（[別記第1号様式](#)）に事業計画書、収支予算書及び定款を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金交付の適否について決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（[別記第2号様式](#)）により、財団に通知するものとする。

(事業計画書、収支予算書の変更)

第6条 財団は、交付決定通知書を受領した後、事業計画書又は収支予算書を変更するときは、補助金交付決定額変更申請書を、区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 区長は、財団が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき
- (2) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 前項の規定は、既に補助金が交付され額の決定があった後においても適用するものとする。

(補助金の請求)

第8条 財団は、補助金の交付決定を受けたときは区長に補助金の請求をする。

(補助金の交付方法)

第9条 区長は、前条に定める請求により補助金を交付する。

(補助金の実績報告)

第10条 財団は、補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、遅滞なく実績報告書(別記第3号様式)に収支決算書を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 区長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該報告にかかる書類を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し確定通知書(別記第4号様式)により財団に通知するものとする。

2 区長は、前項に定める審査の結果、適当でないとき認めるときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(状況報告)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、財団に対し、補助対象事業の進捗状況についての報告又は関係書類の提出を求めることができる。

(その他)

第13条 この交付要綱に定めのない事項については、「東京都板橋区補助金等交付規則」(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、財団法人植村記念財団補助金交付要綱(平成15年3月27日教育長決定)の規定により行われた補助金の交付等に関する行為は、この要綱の規定により行われたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

板植財第 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

公益財団法人 植村記念財団
理事

平成 年度 公益財団法人植村記念財団補助金交付申請書

公益財団法人植村記念財団の事業運営に係る補助金を、下記により交付されますよう関係書類を添えて申請いたします。

記

補助金交付申請額

（添付書類）

- （1）平成 年度 公益財団法人植村記念財団事業計画書
- （2）平成 年度 公益財団法人植村記念財団収支予算書
- （3）公益財団法人植村記念財団定款

第2号様式（第5条関係）

板区ス第 号
年 月 日

板橋区蓮根二丁目21番5号
公益財団法人 植村記念財団

理事 様

板橋区長

平成 年 月 日付で交付申請のあった公益財団法人植村記念財団補助金については、下記により交付いたします。

記

- 1 交付金額
- 2 交付期日
- 3 交付条件

- (1) 交付申請時の提出書類に記載された目的及び事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業について、報告又は書類帳簿の提出を求めたときは、これに応じること。
- (3) 事業計画又は収支予算を変更したときは、遅滞なく書面をもって届け出ること。
- (4) 事業終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を提出すること。
- (5) 次の各号の一つに該当する場合は、この交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。
 - ア 上記（1）から（4）までのいずれかの義務に違反したとき
 - イ 公益財団法人植村記念財団の決算額が収支予算記載の事項を著しく下回ったとき

- 4 申請の撤回

この交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後、14日以内に、申請を撤回することができる。

第3号様式（第10条関係）

板植財第 号
年 月 日

（宛先）板橋区長

公益財団法人 植村記念財団
理事

平成 年度 公益財団法人植村記念財団補助事業完了による実績報告について

公益財団法人植村記念財団の補助事業が完了いたしましたので、下記により報告いたします。

記

- 1 事業の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 補助金交付金額
- 3 事業報告書
- 4 収支決算書

第4号様式（第11条関係）

板区ス第 号
年 月 日

板橋区蓮根二丁目21番5号
公益財団法人 植村記念財団
理事 様

板橋区長

平成 年 月 日付で提出された補助事業実績報告書等を審査した結果、補助金の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記の補助金の額を確定する。

記

- 1 事業の期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 補助金の額